

## 令和8年度 自動点呼機器・DX導入促進助成金事業実施要領（全日本トラック協会）

- 1. 対象事業者** 会費未納がない会員事業者（中小企業者に限る）とする。  
※中小企業とは、中小企業法により、以下のいずれかとする。
  - ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
  - ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
- 2. 助成対象** 以下の期間に、千葉県内の営業所において国土交通省が認定した自動点呼機器を契約もしくは利用開始したものとする。  
**対象期間：令和8年4月1日～令和9年1月末日**
- 3. 申請受付期間** 令和8年6月1日～令和9年2月4日 午後5時必着  
※但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。
- 4. 申請方法** 以下の書類一式を提出すること。  
(全てA4サイズで作成)
  - (1)自動点呼機器導入促進助成事業助成申請書
  - (2)取扱店に支払った導入費用の領収書のコピー
  - (3)契約書もしくはサービス利用申込書等のコピー
  - (4)管理No.(**シリアルナンバー**) が記載されている書類のコピー
  - (5)国土交通省に届出をして受理された「自動点呼の実施に係る届出書」のコピー（受付印のあるもの）
  - (6)事業報告書の直近事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページのコピー
  - (7)Gマーク事業所は、有効期間内の認定証のコピー
- 5. 助成台数** 一事業者当たり、1台までとする。ただし、千ト協内に安全性優良事業所（Gマーク事業所）を有する事業者は2台までとする。
- 6. 助成金額** 一申請当たり、上限10万円とする。（Gマークあり：上限20万円）
- 7. その他** 導入費用には、機器本体の他、部品や付属品、周辺機器、セットアップ等の費用を含む。なお、消費税は除く。